破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６７５号
仙台市青葉区川平２丁目５番１号　ドミール大樹102
債務者　松田　　大（旧姓中里・丹野）
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７４１号
宮城県多賀城市八幡２丁目18番24号　パルメゾンＢ103
債務者　阿部みき子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７８１号
仙台市泉区将監11丁目５番48―44号、従前の住所宮城県気仙沼市本吉町津谷松岡146番地菅原アパート３号
債務者　本間裕美子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
福島県いわき市泉町滝尻字根ノ町21番地の２
債務者　上遠野誠一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第２２０号
茨城県つくば市吉沼4070番地３
債務者　飯島くに子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３５号
茨城県土浦市湖北２丁目９番１―330号　エス・バイ・エルマンション土浦
債務者　城取　清己
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３８号
茨城県土浦市田中２丁目４番16号
債務者　塚本　和宏
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３９号
茨城県かすみがうら市戸崎709番地２
債務者　飯田　則幸
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２４１号
茨城県つくば市二の宮２丁目４番地11　ポエムＦ202号
債務者　多和田恭子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８５号
茨城県坂東市沓掛2423番地３　美翔ハイツ204
債務者　佐藤　　唯（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１８９号
茨城県古河市東山田1815番地578
債務者　板垣　秀子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１９０号
茨城県古河市釈迦143番地
債務者　吉田　　清
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１９１号
茨城県古河市釈迦143番地
債務者　吉田みち子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１９３号
茨城県筑西市丙220番地６
債務者　大島　春美
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１９６号
茨城県猿島郡境町塚崎2555―１　老人保健施設　境町メディカルピクニック、住民票上の住所茨城県猿島郡境町1875番地２
債務者　加藤　孝二
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１９８号
茨城県猿島郡境町大字西泉田1383番地
債務者　中山　勝男
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第４号
茨城県古河市久能1213番地１　平成コーポラス205号
債務者　千藏　　稔
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　水戸地方裁判所下妻支部